

令和8年度にいただいたご意見・回答

日付	分野	高齢者福祉
5/27、 6/5	ご意見①	<p>市内介護施設の男性職員が包丁を持った入居者を投げ飛ばしたら虐待ってどういう判断ですか？ どちら辺が虐待扱いなんですか？男性職員は逮捕されましたか？ 市内介護施設に罰則はありましたか？</p>
	ご意見②	<p>高山市内にある短期入所生活介護事業所での入所者の男性が包丁を持って徘徊し、止めに入った介護職員と揉み合いになり、介護職員も殴られているにも関わらず、正当防衛を高山市が虐待として判断した具体的な根拠を教えてください。</p> <p>事件は日中だったとの事ですが、他のご利用者様も多い時間帯だったと思います。他のご利用者様にも被害が及ばないように対応した介護職員が、刺されて大怪我をしたり、最悪亡くなっていた可能性もありますが、高山市は「亡くなってもしょうがない」とお思いなのでしょうか。「虐待をされた」ご利用者様はどの様なご病気なのか記事では判断できませんし、実際に医療・介護現場で働いたご経験がないとイメージしづらいと思いますが、高齢者だったら1人でも安全に静止できるとお思いなのでしょうか。認知症等で指示が入らない方の不穏は時に数人で静止しても危険な時があります。</p> <p>昨今、虐待・抑制の決まりが厳しくなり、ご利用者様の尊厳は守られていますが、それによるご利用者様・スタッフの安全と、スタッフの尊厳がかなり脅かされています。</p> <p>高山市及びその他都道府県の介護、医療、福祉に従事する者が、この度の高山市や裁判所での判断に非常に悲しく思い、ご回答によっては職場、市、国は守ってくれないものとして今後の働き方を考えるものとなるため、まずは高山市が何を根拠に虐待と判断したのかお聞かせください。</p>
	回答	<p>WEBご意見箱でご意見をお寄せいただきありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきました事件は2018年に発生したもので、現在SNSにおいて様々な情報が流れておりますが、当時の状況としては利用者が包丁を持って暴れていたような事実はなく、パン切り包丁を持ち、施設内を歩いていたところ、介護職員が包丁を取り上げた後に、周りに危険が及ぶ状況でなかったにもかかわらず、利用者を投げ倒し、後頭部を床にぶつけたというものです。</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」は養介護施設従業員による高齢者虐待と定義されていることを踏まえ、市としては暴行を加えること(虐待)に当たると判断したものです。</p> <p>なお本件は、その後の警察による調べにおいて、不必要に拳で顔を3発殴り、その後に投げ倒して後頭部に怪我を負わせたことなどの詳細が明らかとなり、裁判にて正当防衛ではないと判断され、介護職員に対し傷害罪で罰金25万円の有罪判決が確定しています。</p> <p>高山市内の介護事業所で事件や事故が発生した場合は、すみやかに状況を把握し、岐阜県や関係機関と連携を図りながら適切に対応しております。</p>

	<p>ご意見</p>	<p>介護職をしております 高山市で起きた、包丁を持った認知症高齢者を介護職員が止めようとして怪我をさせたニュースを見ました 介護職員が虐待をしたと認定をしたとのことですが、他人事でないのでお伝え願えたら幸いです この場合、介護者はどう対応したら虐待にならず、高齢者を止めることができたのでしょうか 認知症70代男性とのことで、かなり力も強かったのではないのでしょうか リミッターの外れた人の力は、知らない人には想像もできないほど強いものです まして包丁を持っているとなると、猛獣と変わらないほどです 自分の命も顧みずに他の利用者や包丁を持っていたその当人の生命を守った介護職の彼を、英雄と讃えるならまだしも犯罪者とするなど、全く信じられないことです このようななかでは今後介護職の仕事が続けることなどできません いつ自分が虐待者と認定されるかもわからないのですから高山市では介護の仕事が続ける事が出来ないと思う介護職も多いでしょう</p> <p>自分が今後同じような状況になった時に私が取るべき正しい行動をご教授願います 机上の空論は要りません</p>
<p>5月28日</p>	<p>回答</p>	<p>WEBご意見箱でご意見をお寄せいただきありがとうございます。 ご意見をいただきました事件は2018年に発生したもので、現在SNSにおいて様々な情報が流れておりますが、当時の状況としては利用者が包丁を持って暴れていたような事実はなく、パン切り包丁を持ち、施設内を歩いていところ、介護職員が包丁を取り上げた後に、周りに危険が及ぶ状況でなかったにもかかわらず、利用者を投げ倒し、後頭部を床にぶつけたというものです。</p> <p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」は養介護施設従業員による高齢者虐待と定義されていることを踏まえ、市としては暴行を加えること(虐待)に当たると判断したものです。</p> <p>なお本件は、その後の警察による調べにおいて、不必要に拳で顔を3発殴り、その後に投げ倒して後頭部に怪我を負わせたことなどの詳細が明らかとなり、裁判にて正当防衛ではないと判断され、介護職員に対し傷害罪で罰金25万円の有罪判決が確定しています。</p> <p>次に、「同様な状況となった場合どうしたら虐待にならないのか」のご意見につきまして、まずは認知症の方が包丁を手にする状況を作らないことが重要であると考えております。各施設で認知症の方への対応方法や虐待防止に関する研修を行っているかと思いますが、市としては施設が安全にサービス提供できる体制を整えていただき、従業員の皆さんが安心して働ける環境を望んでおります。</p> <p>高山市内の介護事業所で事件や事故が発生した場合は、すみやかに状況を把握し、岐阜県や関係機関と連携を図りながら適切に対応しております。</p>